

## 香取広域市町村圏事務組合不燃性廃棄物処理施設 設置及び運営に関する条例

昭和49年8月2日

条例第4号

改正 平成8年2月19日条例第1号

平成18年3月27日条例第16号

平成19年4月1日条例第15号

平成21年4月1日条例第6号

平成30年3月1日条例第1号

(設置)

第1条 本組合に、組合不燃性廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 前条の規定により設置する本施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
香取広域市町村圏事務組合 伊地山粗大ごみ処理施設	香取市伊地山字ヤモイ田835番地の2
香取広域市町村圏事務組合 長岡不燃物処理場	香取市長岡字牧野1539番地 香取市仁良字外牧野113番地1

(業務)

第3条 本施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物に関する業務のうち、次に掲げる業務を行う。

(1) 不燃性廃棄物の処理

(2) 可燃性廃棄物及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第4項に規定する容器包装廃棄物の移送及び保管

(規則への委任)

第4条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 19 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日 条例第 16 号）

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日 条例第 15 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日 条例第 6 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 1 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。